

# フランス人権宣言 (1789年)

---

## 第1条

人は、自由、かつ、権利において平等なものとして生まれ、生存する。

…

## 第2条

あらゆる政治的結合の目的は、人の消滅することのない自然権の保全である。これらの権利とは、自由、所有、安全および<sup>あっせい</sup>専政への抵抗である。

## 第3条

あらゆる主権の淵源は、本質的に国民のうちに存する。いかなる団体も、またいかなる個人も、明示的に国民から発してはいない権限を行使することはできない。

## 第4条

自由とは、他人を害しない限りは何をしてもよい、ということである。したがって、それぞれの人の自然に備わった諸権利の行使は、社会の他の構成員たちにも同様な諸権利の<sup>きようじゆ</sup>享受を確保するために設けられる諸限界によってしか、制限されない。その諸限界は、法律によってでなければ定められることができない。

## 第6条

法律は、一般意思の表明である。すべての市民は、自ら、またはその代表者によって、その形成に<sup>さんよ</sup>参与する権利を持つ。法律は、保護を与える場合にも、<sup>しよぼつ</sup>処罰を加える場合にも、すべての者に対して同一でなければならぬ。…

## 問題

コラム内の「ナショナリズム」の定義を踏まえたうえで、19世紀の世界史上における「ナショナリズム」について述べた文として最も適切でないものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

← ボタン位置  
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

## 問題

19世紀におけるイギリスの**自由主義**について述べた文として正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

← ボタン位置  
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

## 問題

**国民国家**について述べた次の文章を読み、空欄【 A 】～【 C 】に入る語として最も適切なものを、一つずつ選べ。

← ボタン位置  
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

## 問題

世界史上の**政教分離**の事例について述べた文として正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

← ボタン位置  
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

## 問題

**帝国主義**やその時代的背景について述べた文として最も適切なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

← ボタン位置  
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

## 問題

**パン・スラヴ主義**に関する出来事について述べた次の文章を読み、空欄【 A 】～【 D 】に入る語として最も適切なものを、一つずつ選べ。

← ボタン位置  
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

## 問題

コラム内の「**アメリカ合衆国の孤立主義**」の内容を踏まえたうえで、こうしたアメリカの外交方針の特徴に当てはまらない事例を、次の①～④のうちから一つ選べ。なお、①～④はすべて史実として正しい。

← ボタン位置  
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

# オスマン帝国憲法 (ミドハト憲法)

## 第4条

皇帝 (スルタン) 陛下は、カリフ位によりイスラームの守護者であり、全オスマン臣民しんみん げんしゅの元首にして皇帝である。

## 第8条

オスマン国籍を有する者は全て、いかなる宗教及び宗派すべに属していても、例外なくオスマン人と称される。…

## 第9条

全てオスマン人は個人の自由を有し、他者の自由権おかを侵さない義務を負う。

## 第11条

オスマン帝国の国教はイスラームである。この原則を遵守じゅんしゅし、かつ人民の安全又は公序良俗を侵さない限り、オスマン領におけるあらゆる公認の宗教の自由な実践及び諸々の宗派共同体に与えられてきた宗教的特権の従来通りの行使は、国家の保障の下にある。

## 第17条

全てオスマン人は法律の前に平等であり、宗教宗派上の事項を除き、国に対する権利及び義務において平等である。

## 第18条

オスマン臣民が公務に任用されるためには、国家の公用語であるトルコ語を解することが条件である。

## 問題

日露戦争中に韓国(大韓帝国)を軍事的に制圧した日本は、その後、韓国に対する支配を強めていった。日本が、韓国(大韓帝国)を「保護国」とした取り決めとして最も適切なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

← ボタン位置  
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

## 問題

**パン・イスラーム主義**について述べた文として最も適切なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

← ボタン位置  
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

## 十四か条の平和原則 (1918年)

われわれの希望と目標は、和平の過程が開始されるときには、それが完全に開かれたものとなり、それからのち、いかなる種類の秘密の合意もふくまず許可しないものになることである。征服と強大化の日々は過去のものである。同様に、特定の政府の利益のために、そしておそらく思いがけないときに世界の平和を乱すために締結される秘密の盟約の日々もまた、過去のものである。この喜ばしい事実は、死滅し過ぎ去った時代に拘泥することのない新しい考えを持つ、あらゆる公人にとって今では明白であり、それは、世界の正義と平和に合致する目的を持つあらゆる国家が、今、あるいはいかなる時においても、そのめざす目標を明言することを可能にしているのである。…

- 1 講和条約は、公開のうちに締結され、公開されねばならず、またその後は、いかなる種類の秘密の国際協定もいっさいなされてはならず、外交はつねに公然と、公衆の目の前で行われなければならない。
- 3 可能なかぎり、あらゆる経済的障壁しょうへきを除去すること、…
- 4 国家の軍備を国内の安全を充足する最低限度まで削減さくげんするための適切な保障を相互に与え合うこと。
- 5 すべての植民地要求を、とらわれることなく、偏見なしに、絶対的に公平に調整すること。そうした調整をなすに当たっては、植民地の主権に関するすべての問題を決定する際に、関係する住民の利益が、主権国となる資格を決定される予定である政府の公正な要求と対等の比重を持たねばならない…
- 10 われわれは、オーストリア = ハンガリー帝国の国際的地位が安全にされ、保障されることを望むものであるが、同国の諸民族は自治的

## 問題

**民族自決**に関して述べた次の文章を読み、空欄【 A 】～【 D 】に入る語として最も適切なものを、一つずつ選べ。

← ボタン位置  
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

## 問題

世界史における**中間層**について述べた文として最も適切なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

← ボタン位置  
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

# ヴァイマル憲法 (1919年8月)

## 第 20 条

ライヒ議会はドイツ国民の選出する議員で構成される。

## 第 22 条

議員は、普通、平等、直接および秘密の選挙において、比例代表の諸原則に従い、満 20 歳以上の男女によって選出される。…

## 第 23 条

ライヒ議会は 4 年の任期について選挙される。…

## 第 25 条

ライヒ大統領は、ライヒ議会を解散することができる。…

## 第 48 条

…ドイツ国内において、公共の安全および秩序に著しい障害が生じ、またはそのおそれがあるときは、ライヒ大統領は、公共の安全および秩序を回復させるために必要な措置をとることができ、必要な場合には、武装兵力を用いて介入することができる。この目的のために、ライヒ大統領は一時的に第 114 条〔人身の自由〕、第 115 条〔住居の不可侵〕、第 117 条〔信書・郵便・電信電話の秘密〕、第 118 条〔意見表明の自由〕、第 123 条〔集会の権利〕、第 124 条〔結社の権利〕、および第 153 条〔所有権の保障〕に定められている基本権の全部または一部を停止することができる。…

## 第 151 条

経済生活の秩序は、すべての人に、人たるに値する生存を保障することを旨とす、正義の諸原則に適合するものでなければならない。…

## 問題

**人民戦線**に関して述べた次の文章を読み、空欄【 A 】～【 D 】に入る語として最も適切なものを、一つずつ選べ。

← ボタン位置  
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

# 大西洋憲章 (1941年8月)

## 第1

両国は、領土的たるとその他たるとを問わず、いかなる拡大も求めない。

## 第2

両国は、関係する人民の自由に表明された願望に合致しない、いかなる領土の変更も欲しない。

## 第3

両国は、すべての人民が、彼らがそのもとで生活する政体を選択する権利を尊重する。両国は、主権および自治を強奪ごうだつされた者にそれらが回復されることを希望する。

## 第4

両国は、現存する義務に対して正当な尊重を払いつつ、あらゆる国家が、大国小国を問わず、また勝者敗者にかかわらず、経済的繁栄に必要とされる世界の通商および原料の均等な開放を享受きようじゆすべく努力する。

## 第5

両国は、労働条件の改善、経済的進歩および社会保障をすべての者に確保するために、経済分野におけるすべての国家間の完全な協力を実現することを希望する。

## 第6

ナチスの独裁体制どくさいの最終的崩壊ほうかい後、両国は、すべての国民が、彼ら自身の国境内で安全に居住することを可能とし、すべての国のすべての人が恐怖けつぼうと欠乏から解放されて、その生命まことを全うすることを保障するような平和が確立されることを希望する。



## カイロ宣言 (1943年12月1日)

“The Three Great Allies are fighting this war to restrain and punish the aggression of Japan. They covet no gain for themselves and have no thought of territorial expansion. It is their purpose that Japan shall be stripped of all the islands in the Pacific which she has seized or occupied since the beginning of the first World War in 1914, and that all the territories Japan has stolen from the Chinese, such as Manchuria, Formosa, and The Pescadores, shall be restored to the Republic of China. Japan will also be expelled from all other territories which she has taken by violence and greed. The aforesaid three great powers, mindful of the enslavement of the people of Korea, are determined that in due course Korea shall become free and independent.

“With these objects in view the three Allies, in harmony with those of the United Nations at war with Japan, will continue to persevere in the serious and prolonged operations necessary to procure the unconditional surrender of Japan.”

…三大同盟国ハ日本国ノ侵略ヲ制止シ且之ヲ罰スル為今次ノ戦争ヲ為シ  
ツツアルモノナリ右同盟国ハ自国ノ為ニ何等ノ利益ヲモ欲求スルモノニ  
非ス又領土拡張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ス

右同盟国ノ目的ハ日本国ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以  
後ニ於テ日本国力奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥  
奪スルコト並ニ満洲、台湾及澎湖島ノ如キ日本国力清国人ヨリ盗取シタ  
ル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ

日本国ハ又暴力及貪慾ニ依リ日本国ノ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ  
駆逐セラルヘシ

前記三大国ハ朝鮮ノ人民ノ奴隷状態ニ留意シ臆テ朝鮮ヲ自由且独立ノ  
モノタラシムルノ決意ヲ有ス

右ノ目的ヲ以テ右三同盟国ハ同盟諸国中日本国ト交戦中ナル諸国ト協

## ポツダム宣言 (1945年)

- 6 吾等<sup>われら</sup>ハ無責任ナル軍国主義ガ世界ヨリ駆逐<sup>くちく</sup>セラルルニ至ル迄<sup>いた</sup>ハ平和、安全及正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本<sup>および</sup>国国民ヲ欺瞞<sup>ぎまん</sup>シ之<sup>これ</sup>ヲシテ世界征服<sup>きよ</sup>ノ挙ニ出ヅルノ過誤<sup>い</sup>ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去<sup>かご</sup>セラレザルベカラズ。
- 8 「カイロ」宣言ノ条項<sup>りこう</sup>ハ履行セラルベク、又日本国ノ主権<sup>また</sup>ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島<sup>きよくげん</sup>ニ局限セラルベシ。
- 10 吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化<sup>どれい</sup>セントシ、又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非ザルモ、吾等ノ俘虜<sup>ふりよ</sup>ヲ虐待<sup>ぎやくたい</sup>セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ、嚴重ナル処罰ヲ加ヘラルベシ。日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙<sup>しょうがい</sup>ヲ除去スベシ。言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ。
- 13 吾等ハ日本国政府ガ直<sup>ただち</sup>ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏<sup>こうふく</sup>ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意<sup>つき</sup>ニ付<sup>じゅうぶん</sup>適当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス。右以外ノ日本国ノ選択<sup>じんそく</sup>ハ迅速且完全ナル壊滅<sup>かいめつ</sup>アルノミトス。

ホームへ

## 書名入る

## QRコンテンツ

序章 世界史へのまなざし



第1編 諸地域の歴史的特質



第2編 諸地域の交流と再編



第3編 一体化していく世界



第4編 グローバル化と地球的課題

書名入る &gt; QRコンテンツ

337ページ 読み上げ音声（第19章扉）

 別紙3-2  
に同じ340ページ 思考問題セクション  
地域統合

別紙6-1

346ページ 思考問題セクション  
開発独裁

別紙6-2

349ページ 原典  
キング牧師の演説

別紙6-3

349ページ 思考問題セクション  
対抗文化(カウンター・カルチャー)

別紙6-4

350ページ 読み上げ音声（第20章扉）

 別紙3-2  
に同じ351ページ 思考問題セクション  
オリエンタリズム

別紙6-5

365ページ 読み上げ音声（第21章扉）

 別紙3-2  
に同じ

372ページ 考えてみよう（第4編）

別紙6-6

## 問題

コラム内の「**地域統合**」の内容を踏まえたうえで、第二次世界大戦後の世界でみられた地域統合について述べた文として正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

← ボタン位置  
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

## 問題

**開発独裁**に関して述べた次の文章を読み、空欄【 A 】～【 D 】に入る語として最も適切なものを、一つずつ選べ。

← ボタン位置  
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

## 私には夢がある (キング牧師、1963年)

---

I have a dream that one day this nation will rise up and live out the true meaning of its creed: “We hold these truths to be self-evident, that all men are created equal.”

I have a dream that one day on the red hills of Georgia, the sons of former slaves and the sons of former slave owners will be able to sit down together at the table of brotherhood. ...

I have a dream that my four little children will one day live in a nation where they will not be judged by the color of their skin but by the content of their character.

I have a dream today!

私には夢がある。いつの日か、この国が立ち上がり「すべての人間は平等に創られていることを、自明の真理とする」というその信条を、真の意味で実現する、という夢です。

私には夢がある。いつの日か、ジョージアの赤い丘の上で、かつての奴隷の子孫たちとかつての奴隷所有者の子孫が、同胞として同じテーブルにつくことができるだろう、という夢です。...

私には夢がある。私の4人の幼い子どもたちが、いつの日か、肌の色によってではなく、人間の中身によって評価される国に住めるようになるだろう、という夢です。

今日、私には夢があるのです。

## 問題

**対抗文化(カウンター・カルチャー)**とそれに関連する動きについて述べた次の文章を読み、空欄【 A 】～【 C 】に入る語として最も適切なものを、一つずつ選べ。

← ボタン位置  
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

↓ 次へ

## 問題

**オリエンタリズム**について探究活動を行うさい、参考にするべき資料・テーマとして最も適切でないものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

← ボタン位置  
→ 切りかえ

オート

↓ 終わりへ

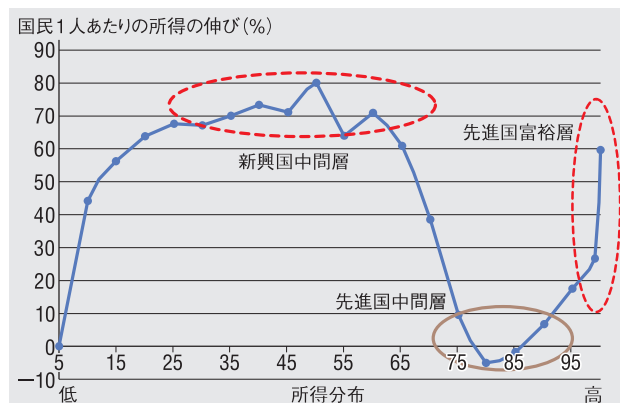
↓ 次へ

## 考えてみよう

## テーマ 経済格差の是正や経済発展

世界で発生している紛争<sup>ふんそう</sup>の背景には、国と国の間での、また国内における経済的な格差があることが少なくない。歴史を振り返ると、格差をめぐる問題は、人類社会にとってつねに大きな課題でありつづけた。

所得分布と所得の伸びについてみた場合、近年では、新興国の中間層の成長とともに先進国の中間層の落ちこみが顕著となり、結果的に、右の図のようなエレファントカーブといわれる曲線が描かれる状況となっている。これは、ある一面では経済的な格差の縮小を、別の側面では格差の拡大を示すものだとされているが、具体的にはどのようなことなのだろうか。また、このような変化が生まれている背景や、こうした変化が、各国の政治や国際秩序<sup>ちつじよ</sup>にどのような影響を及ぼしているのかということについて、さまざまな資料を活用して調べてみよう。



①エレファントカーブ (1988年～2008年) グローバル化により、新興国の中間層が形成された。



②反政府デモのなかで放火された店舗 (2019年、フランス)  
ディーゼル燃料税の引き上げなどに対しておこされたデモのなかで、商店への放火や略奪<sup>りやくだつ</sup>などがおき、死傷者が発生する事態となった。



③アメリカとメキシコの国境に建設された壁 (2020年)



④スラム街と高層ビル (2014年、インドネシア)

経済的な格差の問題や貧困<sup>ひんこん</sup>問題について、これまでの歴史でどのような取り組みがなされてきたか、例えば中世であれば各宗教による慈善<sup>じぜん</sup>や喜捨<sup>きしゃ</sup>の考え方、近世では救貧<sup>きゆうひん</sup>制度、そして産業革命以後の貧困対策、近代の社会保障制度や社会主義などに注目して、調べてみよう。また、それを



⑤郵便局で老齢年金を受けとる人々 1889年、ドイツで老齢年金についての法律が制定された。ただし、年金を受けとることができたのは、労働者で、保険料を30年以上支払った、70歳以上の人のみだった。

もとに、これからの社会で、どのような取り組みが必要になってくるのか、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」なども参照しながら、自分の考えをまとめてみよう。



⑥フェアトレードの商品を並べる店舗 (2016年、フランス)